

# 令和6年度 就学援助費制度のお知らせ

## 1 就学援助費制度とは

経済的な理由によって義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費や通学用品費など学校にかかる費用を一部援助する制度です。

## 2 援助の対象者

山田町内に住所を有する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護を受けている方（要保護者）  
(2) 次のいずれかに当てはまる方で、生活保護を受けている方に準ずる程度に生活困窮していると認められる方

（※③～⑦、⑫に該当する場合は証明書類（原本写し）の添付が必要）

- ①生活保護の停止又は廃止
- ②町民税の非課税又は減免されている
- ③個人事業税又は固定資産税が減免されている
- ④国民年金の掛金が減免されている
- ⑤国民健康保険税が減免されている
- ⑥児童扶養手当を受けている
- ⑦生活福祉資金による貸付を受けている
- ⑧失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- ⑨職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる
- ⑩PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている
- ⑪世帯総所得額が生活保護における生活扶助費基準額の1.3倍以下
- ⑫東日本大震災に被災し、援助が必要と認定された方
- ⑬令和元年度台風第19号に被災し、援助が必要と認定された方

## 3 援助内容

- (1) 生活保護を受けている方

- ①修学旅行費      ②医療費（※1）

- (2) 生活保護を受けている方に準ずる程度に生活困窮していると認められる方

- ①修学旅行費      ②医療費（※1）      ③学用品費      ④通学用品費

- ⑤校外活動費      ⑥新入学児童生徒学用品費      ⑦卒業アルバム代

- （※1）対象となる疾病
- ・トロコーマ及び結膜炎      ⑧白癬、疥癬及び膿痂疹      ⑨中耳炎
  - ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド      ⑩寄生虫病（虫卵保有を含む）      ⑪う歯

## 4 申し込み方法

- (1) 提出書類（申請書は、お子様が在学する学校から受け取ってください。）

- ①令和6年度就学援助費受給申請書（兼委任状）
- ②①に必要な添付書類（国民健康保険税の減免通知書、り災証明書の写しや通帳写し等）

(2) 提出先 お子様が在学する学校に提出してください。

※お子様が別々の学校（小学校と中学校等）に在学する場合は、小学校から申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、小学校へ提出してください。

※新入学生徒（新中学1年生）分については、在学する小学校へ提出してください。

## 5 申請に関する注意事項

- (1) 昨年度認定された方も、引き続き援助を希望される場合には申請が必要です。
- (2) 就学援助入学前支給の認定を受けたお子様がいる世帯については申請不要です。
- (3) 就学援助申請後に、転居・転出した場合は、学校教育課までご連絡ください。
- (4) 申請書に記入いただいた内容が事実と異なるときは、認定審査によらず援助の対象となりません。